

第 1 1 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 8 年 4 月 2 4 日（金）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 3 時 3 5 分

第 1 1 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 5 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 4 3 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 4 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 4 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 7 号 農業用施設用地に供する届出について

報告第 4 8 号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	杉 田 孝 行 君	会長代理	宮 城 与 四 郎 君
1 番	柴 崎 行 雄 君	3 番	池 田 庄 司 君
4 番	奈 良 晴 夫 君	5 番	原 義 雄 君
6 番	岸 田 一 男 君	8 番	石 井 幸 宏 君
1 0 番	高 橋 七 海 君	1 1 番	岡 田 武 君
1 2 番	市 原 功 樹 君	1 3 番	坂 卷 泰 子 君
1 4 番	野 村 俊 岳 君	1 5 番	早 野 公 夫 君
1 6 番	長 谷 川 智 英 君	1 7 番	野 口 和 幸 君

欠席委員 3名

2 番	籠 宮 信 寿 君	7 番	青 木 豊 君
9 番	大 澤 一 樹 君		

推進委員

菖蒲 1 0	石 井 松 江 君
--------	-----------

事務局

事務局長	田 中 智 也	主 幹 兼 係 長	田 口 一 美
主 任	松 崎 宣 幸	主 任	丸 山 雅 嗣
主 任	松 田 知 也		

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、ただいまより第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、2番、籠宮委員さん、7番、青木委員さん、9番、大澤委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第3に入ります。

議事録署名委員を指名させていただきます。こちらから指名させていただきます。

岸田委員さん、石井委員さん、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の3月25日の総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。総会議案の3ページを御覧ください。

初めに、4月7日、埼玉県農林部農業政策課主催による令和8年度第1回農地事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、丸山主任が出席いたしました。研修の内容は、御覧のとおりでございます。

次に、4月14日、15日、埼玉県農業会議、埼玉県農業農村振興対策協議会共催による令和8年度農業委員会等新任職員研修会が、あけぼのビル及びウェブにおいて開催され、丸山主任が出席いたしました。研修の内容は、御覧のとおりでございます。

次に、4月21日、埼玉県春日部農林振興センター主催による令和8年度農地調整事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、丸山主任が出席いたしました。研修の内容は、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから、皆さんに周知しておく事項がありましたら報告願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第42号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページを御覧ください。

申請書番号261301番、譲受人、譲渡人いずれも北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑4筆、1,197平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、イチジク及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号262302番、譲受人、譲渡人いずれも菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑2筆、313平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を56アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、6ページの下段から7ページを御覧ください。申請書番号262303番、譲受人は菖蒲町台在住の方、譲渡人は相続財産清算人を務めるさいたま市浦和区に事務所を置く弁護士の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田2筆、畑5筆、合計3,863平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を31アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262305番、譲受人、譲渡人いずれも白岡市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町河原井地内の畑3筆、1,434平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岸田委員さん、お願いします。

○6番（岸田一男君）　議席番号6番、岸田でございます。ただいまの3条の北青柳地区の関係についてご説明申し上げます。

資料1、261301を御覧ください。案内図と公図があります。案内図にありますように、ここは久喜市立江面小学校より北西側に50メートル行ったところの3か所の農地でございます。譲受人の方は、久喜市に初めて農地を所有することになりますので、3月30日の月曜日に午後2時から面接をしました。営農計画書を確認させていただきました。営農計画書を確認しながら、杉田会長、私、事務局でヒアリングを行いました。この方のお兄さんより畑4か所、合計1,197平米を譲り受け作付をするということでございました。主にイチジクを栽培する予定とのことであります。現地は、既にネギ、タマネギ、ジャガイモ等が作付してありました。また、農機具の所有状況ですが、耕運機、動力噴霧機、草刈り機等を所有しており、特に規模的にも小規模で問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

○1番（柴崎行雄君）　1番、柴崎でございます。19日、坂巻委員と現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

262302、資料2を御覧ください。中央に左から右に通っている川が野通川という川なのですが、申請地は小林の交差点から、北東へ400メートルほどの水田地帯の中に位置しております。これの斜め左下に小林小学校があります。小林小学校から約600メートルのところに、この現地があります。ここの囲まれているところの左に民家、そして右はブドウ畑になっています。この民家の方とブドウ畑の間に今回申請されました場所があります。野菜がつくられています。それで、購入をするのは、この左側の民家の家の方が購入するというので、特に問題ないかと思われます。

続きまして、262303、資料3を御覧ください。申請地につきましては、ちょっと図の中にはないのですが、左下のほうに白岡菖蒲インターチェンジがあります。約600メートルのところに現地3か所がありまして、一番上の右上のところですが、田んぼになります。この田んぼのところは、昨年水稻が行われておりまして、その跡が残っておりまして、その左下になりますが、畑とほんのわずかに田んぼでへこんでいる場所がありまして、整地するためのトラクターをかけた後、もう1か月ぐらいたっているのですが、整地されていて畑、田んぼともに何も耕作はされていませんでした。最後になりますが、一番下、この辺は耕作をされていない田んぼが多くありまして、その中で数か所畑があります。その畑の1か所をこの近所、菖蒲町台というところの方が購入するということで、問題なく管理されるものと思われる。

最後、262305、資料4を御覧ください。こちらは、先ほどの資料3の白岡菖蒲インターチェンジからもう少し東のほうに行った場所にあります。インターからいうと大体1キロぐらいだと思います。その下にある川が星川という川です。その上にあるのが見沼代用水で、白岡のほうに流れていく用水になります。その上に今回の2か所の場所がありますので、この2か所の場所は古くから民家のある中でほとんど埋め立てられております。畑として利用されている場所の2か所が今回の申請場所となります。なお、新規就農ということで書かれているのですが、おばあさん、それから叔父、その2名の方が一緒に今まで農業をやってきたということで、一緒になって新規就農、ここのところで野菜を作っていきたいということになっておりますので、特に問題はないと思います。

以上3件、よろしくお願いします。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま岸田委員さん、柴崎委員さんから調査の報告がありました。これらについて、ご質問のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第43号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページを御覧ください。

申請書番号261401番、申請者は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑2筆、151平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から住宅への進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などに

より線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

申請書番号261402番、申請者は江面在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑1筆、314平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から庭及び通路などとして使用しておりましたが、昭和47年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号261403番、申請者は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑1筆、506平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋、納屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号262401番、申請者は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑3筆、782平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前からもみ殻倉庫、ブロイラー飼育場、住宅への接道などとして使用しておりましたが、昭和42年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

10ページを御覧ください。申請書番号262402番、申請者は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑2筆、657平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋、納屋、住宅への接道などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号262403番、申請者は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、104平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋、納屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号264401番、申請者は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、104平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から倉庫、車庫として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（高橋七海君）　10番、高橋です。現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号261401、資料5になります。申請地は、久喜市立学校給食センターから南西に約300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側も宅地、南側が県道、西側が畑となっております。追認案件となっております、既に宅地として利用している様子であり、追加で新たな工事が無いことから、周辺農地の被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号261402、資料6になります。こちらに関しては、申請地が仁丁町通りとさいたま・栗橋線にぶつかる交差点から南に300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北が宅地、東が道路、南側が道路、西側が畑となっております。こちらも追認案件となっており、住宅敷地内の一部となっております。周辺農地に影響を及ぼすことはない判断しております。

続きまして、申請書番号261403、資料7になります。こちらに関しては、申請地が新久喜総合病院から西に約200メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が道路、南側が畑、西側が畑となっております。こちらも追認案件であり、住宅敷地の一部となっております、新しい工事などないことから、周辺に被害を及ぼすことがないと判断しております。

以上3案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しております。

以上です。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

○1番（柴崎行雄君）　1番、柴崎でございます。19日、坂巻委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

262401、資料8を御覧ください。これは、小林小学校から2キロほど西のほうに進んだ、これの300メートルから500メートル先が笠原という鴻巣市になる一番菖蒲町の端のほうというふうに思っただけかというふうに思います。図のほうを御覧いただくと分かりますように、下のほうの大きな配置図というのがありますが、屋敷の約半分が農地のままだということで、敷地の一部に既に昭和の時代から使われていた場所を今回このように申請されました。なお、この笠原のほうに向かう県道笠原・菖蒲線、この通りですが、ここはブロックやら大谷石とかで立派な門ができておりまして、周り全て左右両隣は民家のほうとなりますので、周辺に被害を及ぼすことはないかと思われます。

次に、262402、資料9を御覧ください。この場所は、菖蒲の中央、真っ直ぐ下のほうに菖蒲宮本という交差点があるのですが、菖蒲地区の中央に大体位置しておりまして、左側に菖蒲小学校、そこから約300メートルから400メートル、500メートルは多分ないと思うのですが、昔から田んぼ、畑のあった地域の一つです。右のほうの図を御覧いただくと分かると思うのですが、経道と言われる、その家に入る入り口、昔の長い経道があるという出入口のところの1か所、それを多分広げて車とかが入れるようにしたのが申請書の場所になります。なお、その経道入って一番手前の建物があるところ、ここが同じく今回の申請場所になります。なお、図でいいますと、下のところは今水稲、陸田というような状況で、もう既に水が入っている状態でした。ただ、先ほども言いましたように、もう昭和の時代からこの道路になっているようでしたので、特に被害防除はないと思います。敷地のほうは、屋敷の中に入っておりますので、後ろが屋敷林という関係で、これも隣に被害を及ぼすことはないと思いますので、特に問題はないかと思われます。

最後になりますが、262403、資料10を御覧ください。これは、三箇小学校から北に約500メートルぐらいの位置に当たる場所です。申請地についてですが、これも下の大きな図を見ていただくと分かると思うのですが、下の道路、そして右にも道路があるのですが、この道路に対しての垣根が既にもう屋敷林のように立派な垣根が出来上が

っておりまして、これももう既に何十年というふうに月日がたっている垣根だと思います。この大きな部分、ここの部分がやはり今回の申請場所になります。なお、この案件につきましてはまた第5条でも資料17で出てきますので、そのときは坂巻委員さんのほうから説明があると思います。

既に特に道路とかで被害を及ぼすことがないと思いますので、以上3案件につきまして許可相当というふうに考えます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

○18番（宮城与四郎君） 18番、宮城です。4月19日に現地調査を行いましたので、結果報告をさせていただきます。

本件は、敷地内の一部が以前から農地となっているということから、今回それを是正したいということで申請に至ったところであります。課税証明等から分かりますように、敷地内につきましては大正元年の建物、それと昭和32年建築の建物が建っておりまして、このことについても航空写真等から証明をされているところであります。今回の申請者は、農業で生計を立てるということでありまして、この建物が適法でないと非常に影響が出るということから、今回の申請に至ったというところであります。そのため農家住宅の宅地として使用したいということで申請に至りました。

申請の内容、それから現地の状況等から許可相当というふうに判断をさせていただきました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま高橋委員さん、柴崎委員さん、宮城委員さんから調査報告について、質問をお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第44号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

なお、申請書番号262503については議事参与の制限がございますので、これを除いて事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくをお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の12ページを御覧ください。

申請書番号261501番、譲受人は上清久に事務所を置く宗教法人、譲渡人は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田1筆、345平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、上清久地内の寺院で宗教活動を行っており、檀家以

外の方でも墓地が利用できるよう墓地の拡張を行いました。今後檀家以外の墓地利用者の来訪が見込まれ、駐車場の拡充が必要となったことから、寺院に隣接する当該申請地の土地所有者と協議したところ、土地の所有者から同意が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号261502番、譲受人は北中曽根に本店を置き、各種自動車の販売並びに輸出入、一般貨物自動車運送業などを行う法人、譲渡人は北中曽根在住の方となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の畑1筆、1,118平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、隣接地において自動車販売業と貨物運送業を行っております。近年の多様なニーズや取引先からの要望に応えるため、販売する車種や在庫を増やしてきたところ、貨物運送を行う大型トレーラーの駐車スペースが不足するようになり、積み込みスペースや車両の転回スペースの確保が難しくなっていました。そこで、安全性や物理的な要素を考慮し、大型トレーラーの駐車スペースを確保するため新たな駐車場の整備について検討したところ、隣接する土地の土地所有者から了承が得られたことから、駐車場として敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

13ページを御覧ください。申請書番号261503番、譲受人は久喜東3丁目に本店を置き、不動産の売買、貸借及びその仲介などを行っている法人、譲渡人は江面在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田3筆、畑3筆、合計1,767平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、不動産業を営んでおり、現在八甫地内において住宅の造成工事を行っております。これまでは他社から資材を購入していましたが、コストの上昇に伴い、良質で安価な住宅を提供できるよう自社での調達に切り替え、江面地内に資材置場を設置し利用を開始しましたが、資材の量が増加し面積が不足するようになりました。そこで、作業効率を考慮し既存の資材置場の道路を挟んだ向かいにある申請地を資材置場として使用することを計画したところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号262502番、譲受人は千葉県市原市に本店を置き、建設業を行っている法人、譲渡人は東京都中央区に本店を置き、一般貨物自動車運送事業、倉庫業などを行っている法人となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田14筆、畑6筆、合計1万375平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、本店のある千葉県を中心に事業を行っておりますが、東北地方や関東周辺でも事業を展開しているため、久喜市内に事務所を設置しています。工事請負の際は、現場ごとに人と重機を移動させるため、東北道や圏央道にアクセスしやすい久喜市周辺で資材置場を探していたところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

次の申請書番号262503番は、議事参与案件となりますので後ほど説明いたします。

続きまして、申請書番号262505番、譲受人、譲渡人いずれも菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、5.62平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から譲受人が居住する住宅敷地の一部として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、所有権移転を伴う追認の申請に至ったものでございます。

15ページを御覧ください。申請書番号263501番、譲受人は東京都中央区に本店を置き、倉庫業などを行う法人、譲

渡人は東京都港区に本店を置き、不動産業などを行う法人となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田14筆、1万6,462平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります貸倉庫を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。当該申請地は、譲渡人が令和5年3月に事業目的を貸倉庫用地とした農地転用許可を受け、取得した土地ではありますが、その後建築資材の高騰や労務費の増大などにより事業の遂行が困難となりました。そこで、譲渡人から事業の継承や土地の売買等について相談があり、交通の利便性や金銭面などを検討した結果、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請をし、先月の農業委員会総会において承認されたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号263502番、譲受人は高柳に本店を置き、土木工事の請負、施工並びに監理などを行う法人、譲渡人は北本市在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑3筆、2,194平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、市内で土木・舗装工事業、産業廃棄物の収集運搬及び処分業、再生骨材の製造及び販売業などを行っており、業務上トラック、重機、コンテナを多数所有しています。これらの機材については、老朽化に伴う更新が継続的に発生しており、下取りされる車両については使用可能な状態であっても専門業者への売却を行っていましたが、修繕、整備を行うことで再利用が可能なものも多く含まれていたことから、資源の有効活用、廃棄物の発生抑制を目的としてリユース事業を開始しました。そこで、これらの機材を置くための資材置場を探していたところ、十分な広さがあり周辺への影響も少なく、土地の所有者からも了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

16ページを御覧ください。申請書番号263503番、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、再生可能エネルギー発電事業などを行う法人、譲渡人は鶴ヶ島市在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑3筆、1,406平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電施設のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、再生可能エネルギー発電事業、同発電事業のための土地買収、土地管理、土地賃貸などの業務を行っております。太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光を遮るものの少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約など、事業に適した用地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号263504番、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、再生可能エネルギー発電事業などを行う法人、譲渡人は栗橋東3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、202平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります事業用地進入路のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、再生可能エネルギー発電事業などを行っており、隣接地に太陽光発電施設を設置しておりますが、メンテナンスを行うための進入路を設けるため、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号263505番、譲受人は千葉県千葉市美浜区在住の方、譲渡人は栗橋東3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、17平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります宅地の敷地拡張のための転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、千葉県に居住しておりますが、将来的には当該地へ戻り居住する予定となっております。現在住宅敷地の接道が狭く、車両の出入りに支障を来しており、接道部分を拡張することで安全かつ円滑な通行を確保する計画をしたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申

請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号263506番、譲受人は鷺宮1丁目地内に本店を置き、インターネット等を利用した通信販売業務などを行う法人、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田1筆、379平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、令和8年3月に隣地においてケーキ、パンを販売する店舗をオープンいたしました。現在お客様用駐車場として敷地内に2台分のスペースを確保しておりますが、郊外の店舗であるため車での来店が多く、お客様駐車場及び店舗スタッフ用駐車場の確保が急務となっております。そこで、事業所周辺で駐車場の整備について検討したところ、店舗との動線が良好であり土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

申請書番号262503番を除く農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

高橋委員さん、お願いします。

○10番（高橋七海君） 10番、高橋でございます。現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号261501、資料12になります。申請地は、川越・栗橋線上清久交差点の近くにあるアマゾンの大きい倉庫から北西に約200メートルほどの位置にあります。周囲は、北が水路、東が県道、南がお寺の入口、西側がそのお寺の宅地となっております。周りがお寺になっているので、周囲に影響を及ぼすことがなく、お寺の入口に防火水槽となっており、水路が隣につながっていることもありまして、問題ないと思っています。

続きまして、申請書番号261502、申請地は埼玉キッコーマンの工場から北西に300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側も宅地、南側が県道、西側が宅地となっております。こちらも周囲が既に資材置場として使われていることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはない判断しております。

続きまして、資料14、申請書番号261503になります。こちらに関しては、申請地が日本信号株式会社の建物敷地内から北西に150メートルほどの位置にあります。周囲は、北が道路、東が水路、南が宅地、西が道路で、畑の状況も耕作、耕うんされて管理されておりました。こちらに関しては、農地には直接面していないというところと隣接している農地もないというところから、周囲に被害を及ぼすことがないと判断しております。

以上3案件に関して許可相当と判断しております。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

○13番（坂巻泰子君） 13番、坂巻です。4月19日に柴崎委員さんと現地調査を行いました。

申請書番号262502、資料の15でございます。NHKの放送塔から南東に約300メートルほどのところに位置しております。北側、西側、東側一応道路となっております。真ん中にあるのが家が一軒建っておりまして、南側は一応畑なのですが、このうちに入る細い道ができていました。現地は、草は少し伸びておりましたが、そんなにずっと放っておいたという感じではなく、適正に管理されているものと思われます。周囲は、ブロックを2段積んで、その上にオレンジネットを設置し、浸透トレンチ及び浸透ますを敷地内に入れ排水として置くということですので、周りに被害を及ぼすことはないと思われます。よって、許可相当であると思われます。

それと、先ほど4条でやりました続きなのですが、262505、資料17でございます。この小さなところなのですが、追認案件であったところの端が自分のところの土地ではなくて、よその方の持ち物だったということで、それが分かったので今回お話しして、またそれを譲り受けるということで追認ですので、周りに被害を及ぼすということはない

と思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

○4番（奈良晴夫君）　4番の奈良晴夫でございます。4月22日に現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

まず、1つ目が申請書番号263501、資料ナンバー18です。申請地は、高柳の宝聚寺というお寺から西へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側が国道125号バイパス、西と北側が市道、南側が十五掘川でございます。被害防除については、付近に農地はなく、外周を全て土留めとフェンスで囲うために、被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、番号263502、資料19でございます。本件は、製品置場として使用する土地の2か所の申請でありまして、まず1つ目の土地についてですが、申請地はさいたま・栗橋線安楽亭の栗橋店から西へ150メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側が宅地、西側が工場、南側が市道、北側は水路、この水路ですが、現状は更地になっております。被害防除については、周囲に農地はなく、被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、もう一か所は、さいたま・栗橋線、安楽亭栗橋店から東へ400メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側が宅地で、一部が畑、西側が市道、南側が畑、北側が水路でございます。被害防除についてですが、敷地内は砕石舗装として、周囲へは土留めを設置し、周囲の土地へ被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、申請書番号が263503、資料ナンバー20、申請地は栗橋北彩高校から南西へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側と北側が市道、西側が水路と畑、南側が畑です。被害防除については、雨水は宅地内へ自然浸透させ、周囲をフェンスで囲みます。また、高さ20センチの土羽という設置をすることによって周辺農地への被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、申請書番号が263504、資料ナンバー21、申請地は栗橋西小学校から北へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東、西、南側が畑、北側が宅地となっております。被害防除についてですが、雨水は敷地内に自然浸透させ、周囲は土羽を設置する計画となっております。周辺農地への被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、申請書番号263505、資料22番、申請地は栗橋西小学校から北へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、西側が市道、北側が住宅、東側と南側が畑ですが、上記の案件、申請書番号の263504の説明にもありましたけれども、事業用地として進入路へ変わる計画となっております。被害防除について、隣接する農地が先ほどの理由により農地がなくなる予定であることから、周辺の土地への被害を及ぼすことはないと思われます。

最後に、申請書番号が263506、資料23番です。申請地は、さいたま・栗橋線埼玉トヨペット栗橋店から南へ100メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側が水路、南側が市道、西と北側が田でございます。被害防除について、隣接農地との境界をマウントアップして雨水の流出を防ぐ計画となっております。よって、周囲の土地へ被害を及ぼすことはないと思われます。

以上6案件について、申請内容及び現状の状況から、許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございました。

ただいま高橋委員さん、坂巻委員さん、奈良委員さんから調査の報告について、質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君）　263501ですけれども、貸倉庫の建設って書いてあります。これは都市計画法上の何かの指定を受けているのでしょうか、いかがでしょうか。

○会長（杉田孝行君）　事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。岸田委員さんのご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、都市計画法の産業系12号区域になっております。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） ありがとうございます。

それと、もう一点です。関連しますけれども、資料21、263504、それから263505、263504で公衆用道路として久喜市に採納しますって書いてありますが、この上段の申請で、次の住宅地入口ですか、これも採納予定ということになるのでしょうか、それをお尋ねします。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 事務局、松田です。資料22、263505については、寄附採納の予定はございません。

以上です。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） 分かりました。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。

柴崎委員さん。

○1番（柴崎行雄君） すみません、今岸田委員さんから質問があったところなのですが、久喜市に公衆用道路として寄附予定ということなのですが、こういう寄附というのは結構可能なのでしょうか。例えばちょっとここの畑ではないので寄附したいというときに、寄附が可能と同じようなのでしょうか、全く道路は違うのでしょうか。すみません、知識がないので教えてください。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 事務局、松田です。資料に公衆用道路として寄附予定ということで書いてあるのですが、ここはもともと久喜市と地権者が公衆用道路として使うということで契約されています。現況は既に車の待避所スペースといえますか、少し広がっている部分になりますので、現況のまま寄附採納を受けるといような形で話が済んでいるものでございます。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○1番（柴崎行雄君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。

池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 3条のほうからも同じなのですが、申請書番号がちょうど年度替わりのところで、令和7年度の申請書番号と併記されていますよね。許可申請って名前が2つあっていいのかって思うのですが、要は許可が下りたらば、令和8年度の許可だけが生きると、令和7年度の許可番号は自然消滅というようなやり方をしているのか、久喜市の農業委員会だけがこういうふうな形で併記をしているのか。申請を持ってくると、年度の途中で当然またぐようなものも出てくるかと思うのですが、1つの番号で統一するというのが考え方の基本ではないかなと思うのですが、年度が変わったから名前が変わりましたというのは、これはおかしい話で、こういうのが実際にほかの農業委員会でもやられているのかどうか。あと、処理的に許可をされた場合には過去の番号は自然消滅するというようなやり方をしているのか、それとも両方併記で許可申請の後の処理をそのままやっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○会長（杉田孝行君） ただいまの池田委員さんについて、事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。池田委員さんのご質問なのですけれども、申請書には確かにそのとき受け付けたので、例えば令和7年度の番号を書いて、年度が明けたら令和8年度を上の方に書いて、最終的に許可番号自体は令和8年度の番号をもって許可書というふうになっております。ほかの市町村については、確認させていただきたいなと思います。

以上です。

○3番（池田庄司君） そうすると、この総会に令和7年度の許可番号が要りますか。この総会で許認可をかける申請書番号というのは、令和8年度の番号だけでいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○事務局長（田中智也君） 担当からの回答が難しいと思うので、私のほうから。

これは今までこのやり方をされていて、まずここに書いてある本来であれば令和7年度、下の番号というのは受付番号で、実際の許可番号というのは令和8年度に許可をするので、許可番号は上の番号になるというところで、最終的には令和8年度に改めて受付番号にしたときに許可をしているので、実際の運用からいえば下の番号は削っても問題はないと思われます。ですが、仮に、これが審議が保留になってしまったとき、例えば1月とか2月に審査をしているときにこの番号になっていたときに、これが年度をまたいだときも同じようなことになると思うので、その辺ちょっと精査が必要かなというところもあります。ですので、今、池田委員さんからご指摘も踏まえ、事務上に何も支障がなければそのようにするべきかなというふうに思いますので、ちょっとお時間をいただければと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○3番（池田庄司君） はい。

○会長（杉田孝行君） 検討するということで、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

全体的によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） それでは、なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請書番号262503を除き、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

次に、申請書番号262503に移ります。

農業委員会等に関する法律の規定する議事参与の制限により、坂巻泰子委員さんにおかれましては暫時ご退席をお願いします。

〔13番 坂巻泰子君退席〕

○会長（杉田孝行君） それでは、議案について事務局に説明をさせます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 14ページの上から2段目を御覧ください。

申請書番号262503番、譲受人は北足立郡伊奈町在住の方、譲渡人は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷地内の畑2筆、323平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。譲受人は、妻と子供2人と共に市外の賃貸住宅で生活しておりますが、子供が大きくなり現在の住まいでは手狭になってきたことから、自己用住宅を建築することを計画しました。建築地については、梨の栽培を行っている両親の手伝いをするため、実家の周辺で用地を探したところ、農地を所有する父から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

申請書番号262503番による説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

柴崎委員さん、お願いします。

○1番（柴崎行雄君） 1番、柴崎でございます。

262503、資料16を御覧ください。上のほうに圏央道があると思うのですが、右側のほうが白岡菖蒲インターチェンジです。そして、その圏央道の上に色塗りされているところが栢間沼という沼になります。これより約500～600メートル行ったところに菖蒲パーキングがあります。その付近というふうに見ていただければと思います。中央に枠で囲まれている場所なのですが、ここ全てが今回対象の敷地ということではありませんので、ここは梨畑になっています。その下半分、もしかすると下3分の1ぐらいのところが今回の申請地になります。御覧のように上には住宅がありまして、右側のほう住宅に入る経道のような道路がありまして、こちらは普通の一般道になっています。南側の下の部分も隣の家に入る道路です。左側のほうが同じく畑になっておりまして、ここは普通の畑として利用されてきました。なお、この部分、梨畑の一角を利用するというので、そこに周りについては周囲にコンクリートブロックを設置して、この入口の角のところにあるのですが、集落排水がここにU字溝で側溝がありまして、そちらのほうに雨水を入れる、またはここに排水処理をするというような状況で、左側の畑についてはコンクリートブロックになりますので、被害を及ぼすことがないかと思われます。

以上、許可相当と思われますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま柴崎委員から調査報告について、ご質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、申請書番号262503について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

坂巻泰子委員の入室を認めます。

〔13番 坂巻泰子君着席〕

◎議案第45号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第45号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、菖蒲5番、鷺宮2番については、それぞれ議事参与の制限がございますので、それを除いて説明をお願いします。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第45号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の18ページを御覧ください。

初めに、久喜1番、設定を受ける農地は北青柳地内の田2筆、畑4筆、合計4,352平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間ほかとなっております。

続きまして、久喜2番、18ページの下段から19ページを御覧ください。設定を受ける農地は、原及び除堀地内の畑15筆、1万1,073平米でございまして、樋ノ口在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用10年間ほかとなっております。

続きまして、久喜3番、設定を受ける農地は原地内の田3筆、1,325平米でございまして、北青柳に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜4番、設定を受ける農地は六万部地内の田4筆、3,171平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用8年間8か月間となっております。

続きまして、菖蒲1番、19ページの下段から20ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の畑14筆、6,067平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用6年間となっております。こちらの法人は、建設業を行っている事業者で、新規就農者となります。栗、柿、柑橘類ほか野菜ではレタスの栽培を予定しているとのことでございます。

続きまして、菖蒲2番、設定を受ける農地は菖蒲町上栢間地内の田1筆、975平米でございまして、菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり1万円となっております。

続きまして、菖蒲3番、設定を受ける農地は菖蒲町下栢間地内の田1筆、955平米でございまして、菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲4番、設定を受ける農地は菖蒲町上栢間地内の田4筆、2,972平米でございまして、蓮田市在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は固定賃貸借2,500円ほかとなっております。こちらの方は、耕作等面積が0アールとなっておりますが、蓮田市において水稻の耕作をされており、新規就農者ではございません。

続きまして、21ページを御覧ください。菖蒲5番は、議事参与案件となりますので、後ほどご説明いたします。

続きまして、菖蒲6番、設定を受ける農地は菖蒲町三箇地内の田11筆、9,292平米でございまして、北青柳に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用2年2か月間となっております。

続きまして、菖蒲7番、設定を受ける農地は菖蒲町下栢間地内の畑1筆、2,686平米でございまして、菖蒲町上大崎に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用4年10か月間、賃借料は反当たり3,800円となっております。

続きまして、栗橋1番、21ページの下段から22ページを御覧ください。設定を受ける農地は、高柳地内の畑14筆、

1万432平米でございまして、加須市に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり1万5,000円となっております。

続きまして、栗橋2番、22ページの下段から23ページを御覧ください。設定を受ける農地は、河原代地内の田13筆、1万7,717平米でございまして、幸手市に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり1万5,000円となっております。こちらの法人は、耕作等面積は0アールとなっておりますが、幸手市において水稻の耕作をされており、新規就農者ではございません。

続きまして、鷺宮1番、23ページの下段から24ページを御覧ください。設定を受ける農地は、西大輪、上川崎及び外野地内の田21筆、1万6,703平米でございまして、外野に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

鷺宮2番は、議事参与案件となりますので、後ほどご説明いたします。

菖蒲5番、鷺宮2番を除く久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第45号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、菖蒲の5番、鷺宮の2番を除き、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、菖蒲5番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限がございますので、原義雄委員さんにおかれましては暫時退席を願います。

〔5番 原 義雄君退席〕

○会長（杉田孝行君） それでは、事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いいたします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、菖蒲5番、21ページの一番上の段を御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の田3筆、6,693平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、水田利用9年6か月間ほか、賃借料は反当たり8,000円となっております。

菖蒲5の説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、菖蒲5番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

原義雄委員の入室を認めます。

〔5番 原 義雄君着席〕

○会長（杉田孝行君） 次に、鷺宮2番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、長谷川智英委員さんにおかれましては暫時退席をお願いします。

〔16番 長谷川智英君退席〕

○会長（杉田孝行君） それでは、事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、鷺宮2番、24ページの一番下の段から27ページを御覧ください。設定を受ける農地は、八甫、八甫2丁目、八甫3丁目及び東大輪地内の田36筆、3万6,383平米でございまして、東大輪在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

鷺宮2番の説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、鷺宮2番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

長谷川智英委員さんにおかれまして、入室を認めます。

〔16番 長谷川智英君着席〕

○1番（柴崎行雄君） 1つ教えてください。

設定期間なのですが、2年2か月というのは私は多分初めてかなと思うのですけれども、特に1年とかでも構わないのでしょうか。21ページの菖蒲6番が2年2か月という、普通5、6年とか10年なのですが、極端に期間が短いので、そういう特に縛りはないのでしょうかということなのですが。

○会長（杉田孝行君） 期間の縛り。

○主幹兼係長（田口一美君） 説明の時は6年以上でお願いしていますけれども、それ以下になっても受けております。

○1番（柴崎行雄君） では、極端に言えば1年でもいいということですか。

○主幹兼係長（田口一美君） そうですね。

○1番（柴崎行雄君） 分かりました。ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） 相手の都合ということになると思うので、よろしくお願いします。

○1番（柴崎行雄君） 広いですから、2年でぱっとやめられてしまったらと、今ちょっと思ったものですから、分かりました。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○1番（柴崎行雄君） ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） それでは、続けさせていただきます。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告事項に入ります。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の29ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、31ページから34ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は12件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、36ページから39ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、41ページから43ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は10件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、45ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農機具置場の設置に伴う届出となっております。

最後に、47ページを御覧ください。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から2件届出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何かご質問ありましたらお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、認定農業者の認定に関する意見書がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。これらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められるものでございまして、今月は2件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれておりますものが2点ございますが、右肩に数字の1と書かれているものを御覧ください。申請者は、北青柳に事業所を置く法人で、現在の作付面積は2,000アール、今後は作付面積を拡大し、3,000アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は稲作の主穀単一経営でございます。申請者は久喜市だけでなく他市でも耕作していることから県で認定することになり、協議の依頼があったものでございます。新規の認定となりますが、申請者は市内の主穀農家の息子さんと、令和5年に地元へのUターン就農に合わせて父の農地を借り受け、自身の経営体を立ち上げました。大規模主穀経営を展開しており、昨年8月に今後の経営発展に向けて法人化、経営も安定しており、今後は省力化や法人化による雇用導入等による労働時間の削減を計画し、経営規模の拡大などが期待されることから、認定について支障のないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。申請者は、菖蒲町小林在住の方で、現在の作付面積は175アール、今後は作付面積を拡大し、187アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は稲作、

果樹類の複合経営でございます。こちらにも新規の認定となりますが、申請者はこれからの担い手として期待される30代の方で、県の補助金を活用した防災網の設置、機械の導入やスマート農業の推進などによる作業の効率化を目指しており、今後経営規模の拡大などが期待されることから、認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何かご質問がありましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された2件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって支障なしの意見として決定したいと存じます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

今回について、何か皆さんのほうから農政についてご質問があったらお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時35分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案は全て終了いたします。

委員の皆様には慎重審議、誠にありがとうございます。

以上をもちまして座長の任を解かせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和8年4月24日

久喜市農業委員会会長 杉田 孝行

署 名 委 員 岸田 一男

署 名 委 員 石井 幸宏